

学校法人帝塚山学院 役員等の報酬等に関する規程

〔目的〕

第1条 この規程は、学校法人帝塚山学院役員等の報酬及び手当、評議員の手当について必要な事項を定めることを目的とする。

〔定義〕

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、学院長、専務理事、常務理事、常勤の理事及び常勤の監事（学院の職員として身分を有する理事を除く。）をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員および学院の職員として身分を有する理事を除く理事、監事をいう。

〔報酬〕

第3条 常勤の役員等の報酬額は別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤の役員及び評議員の手当額は、別表第2のとおりとする。
- 3 理事及び評議員のうち、学院の職員として身分を有する者については職員としての給与を支給し、本条第1項の報酬額は支給しないが、別表第2の手当額は支給する。
- 4 特別の任務を委嘱された非常勤の役員及び評議員の手当額は別表第3のとおりとする。

〔通勤費〕

第4条 常勤の役員等の通勤費は、「給与規程」（昭和45年4月1日施行）の通勤手当に準じて支給する。

〔退職金〕

第5条 退職金は支給しない。

〔公表〕

第6条 この法人は、この規定をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

〔補則〕

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

〔規程の改廃〕

第8条 この規程の改廃は評議員会の意見を聴いて、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は令和元年7月19日から施行する。
- 2 「帝塚山学院役員報酬規程」は令和元年7月18日をもって廃止する。
- 3 この規程は令和2年4月1日上記のように改定、施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

〔別表第1〕

常勤の理事、常勤の監事の報酬額（学院の職員として身分を有する理事を除く）

常勤の役員等	報酬（年額）
理事長	1, 600万円
学院長	1, 500万円
専務理事	1, 400万円
常務理事	1, 300万円
理事	1, 200万円
監事	900万円

（備考：支払い方法）

上記記載の報酬額は年度当初4月より翌年3月まで12ヶ月の金額であり、これを12分割して各月毎支給する。なお端数調整は最終3月分支給において行う。

〔別表第2〕

非常勤役員（理事、監事）の手当
学院の職員として身分を有する理事

職名	手 当
理事	理事会の出席日数に応じた手当額 1日につき50,000円
監事	理事会及び評議員会の出席日数に応じた手当額 1日につき50,000円

非常勤評議員の手当
学院の職員として身分を有する評議員

職名	手 当
評議員	評議員会の出席日数に応じた手当額 1日につき10,000円

（備考：支払い方法）

1. 手当の支給方法は、理事会及び評議員会開催の翌月末までに支給する。
2. 遠隔地に住居する者には、理事会常務委員会の議を経て、旅費を支給することができる。

〔別表第3〕

特別の任務を委嘱された非常勤の役員及び評議員の手当

職名	手 当
理事 監事 評議員	特別の任務を委嘱された会議の出席日数に応じた手当額 1日につき20,000円

（備考：支払い方法）

1. 手当の支給方法は、特別の任務を委嘱された会議開催の翌月末までに支給する。
2. 遠隔地に住居する者には、理事会常務委員会の議を経て、旅費を支給す

ることができる。